

| 項 目 | 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|--|
| <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第12部 放射線治療</p> <p>M000 放射線治療管理料（分布図の作成1回につき）</p> <p>【点数の見直し】</p> <p>M000-2 放射性同位元素内用療法管理料</p> <p>【項目の見直し】</p> <p>【注の見直し】</p> | <p>3 4門以上の照射、運動照射、原体照射又は組織内照射を行った場合 3,400点</p> <p>1 甲状腺癌に対するもの 500点 2 甲状腺機能亢進症に対するもの 250点</p> <p>注 甲状腺疾患（甲状腺癌及び甲状腺機能亢進症）を有する患者に対して、放射性同位元素内用療法を行い、かつ、計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。</p> | <p>4,000点</p> <p>1 甲状腺癌に対するもの 1,390点 2 甲状腺機能亢進症に対するもの 1,390点 3 固形癌骨転移による疼痛に対するもの 1,700点 4 B細胞性非ホジキンリンパ腫に対するもの 3,000点</p> <p>注1 1及び2については、甲状腺疾患（甲状腺癌及び甲状腺機能亢進症）を有する患者に対して、放射性同位元素内用療法を行い、かつ、計画的な治療管理を行った場合に、月1回</p> |

| | | | |
|-----------|---|------|---|
| | | | に限り算定する。 |
| 【注の追加】 | | (追加) | 注2 3については、固形癌骨転移による疼痛を有する患者に対して、放射性同位元素内用療法を行い、かつ、計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。 |
| 【注の追加】 | | (追加) | 注3 4については、B細胞性非ホジキンリンパ腫の患者に対して、放射性同位元素内用療法を行い、かつ、計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。 |
| M001 体外照射 | | | |
| 【点数の見直し】 | <ul style="list-style-type: none"> 2 コバルト⁶⁰遠隔大量照射 イ 1回目 500点 ロ 2回目 150点 3 高エネルギー放射線治療 イ 1回目 <ul style="list-style-type: none"> (1) 1門照射又は対向2門照射を行った場合 930点 (2) 非対向2門照射又は3門照射を行った場合 1,240点 (3) 4門以上の照射、運動照射又は原体照射を行った場合 1,580点 ロ 2回目 <ul style="list-style-type: none"> (1) 1門照射又は対向2門照射を行った場 | | <ul style="list-style-type: none"> 250点 75点 840点 1,320点 1,800点 |

| | | |
|---------------------|--|---|
| | <p>合 310点</p> <p>(2) 非対向2門照射又は3門照射を行った場合 410点</p> <p>(3) 4門以上の照射、運動照射又は原体照射を行った場合 520点</p> | <p>280点</p> <p>440点</p> <p>600点</p> <p>(追加) → 注4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を専ら担当する常勤の医師が画像誘導放射線治療（IGRT）による体外照射（3のイの(3)若しくはロの(3)又は4に係るものに限る。）を行った場合には、画像誘導放射線治療加算として、患者1人1日につき1回に限り所定点数に300点を加算する。</p> |
| M002 全身照射（一連につき） | | |
| 【点数の見直し】 | 10,000点 | 30,000点 |
| 【注の見直し】 | 注 骨髄移植を目的として行われるものに限る。 | 注 造血幹細胞移植を目的として行われるものに限る。 |
| M004 密封小線源治療（一連につき） | | |

【点数の見直し】

- 2 腔内照射
 - イ 高線量率イリジウム照射を行った場合又は
新型コバルト小線源治療装置を用いた場合
3,000点
 - ロ 旧型コバルト腔内照射装置を用いた場合
1,000点
 - ハ その他の場合
1,500点
- 3 組織内照射
 - ロ 高線量率イリジウム照射を行った場合又は
新型コバルト小線源治療装置を用いた場合
7,500点
 - ハ その他の場合
6,000点
- 4 放射性粒子照射（本数に関係なく）
2,000点

【注の見直し】

注2 使用した高線量率イリジウムの費用として、
購入価格を70円で除して得た点数を加算する。

- 2 腔内照射
 - イ 高線量率イリジウム照射を行った場合又は
新型コバルト小線源治療装置を用いた場合
10,000点
 - ロ 旧型コバルト腔内照射装置を用いた場合
500点
 - ハ その他の場合
5,000点
- 3 組織内照射
 - ロ 高線量率イリジウム照射を行った場合又は
新型コバルト小線源治療装置を用いた場合
23,000点
 - ハ その他の場合
19,000点
- 4 放射性粒子照射（本数に関係なく）
8,000点

注2 使用した高線量率イリジウムの費用として、
購入価格を50円で除して得た点数を加算する。